その他の構成員は、平成12年度以降に元請として完工した次の(ｲ)及び(ｵ)の施工経験（当該施工経験が当機構鉄道建設本部における経験で、工事成績がある場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。工事成績がない場合は、これを認める。また、共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が10％以上のものに限る。）を有する者を配置すること。

なお、代表者は、次の(ｱ)、(ｳ)及び(ｴ)、その他の構成員は、次の(ｲ)及び(ｵ)のいずれかに掲げる同種の工事の施工経験を１名の配置予定技術者で条件を満たすことができない場合は、複数名の組合せとすることができる。ただし、複数名の組合せとする場合、代表者は、次の(ｳ)及び(ｴ)の施工経験を有する者を本工事の架設期間中専任で配置するものとする。その他の構成員は、次の(ｵ)の施工経験を有する者を本工事の架設期間中専任で配置するものとする。

また、上記工事の施工経験は、元請として完工し引渡し済みのものに限るが、当該工事が当機構鉄道建設本部の発注工事にあっては、一部しゅん功し、引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。）を対象に施工経験とすることができる。

(ｱ)　鉄道工事における鋼材重量200ｔ以上の合成桁又は鉄桁の製作工事

(ｲ)　鉄道工事における合成桁又は鉄桁の製作工事

(ｳ)　鉄道工事における合成桁又は鉄桁の架設工事

(ｴ)　送り出し工法による鋼材重量200ｔ以上の合成桁又は鉄桁の架設工事

(ｵ)　合成桁又は鉄桁の架設工事

ウ　単体有資格者は、平成12年度以降に元請として完工した上記(7)イの(ｱ)、(ｳ)及び(ｴ)の施工経験（当該施工経験が当機構鉄道建設本部における経験で、工事成績がある場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。工事成績がない場合は、これを認める。また、共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が10％以上のものに限る。）を有する者を配置すること。なお、上記(7)イの(ｱ)、(ｳ)及び(ｴ)に掲げる同種の工事の施工経験を１名の配置予定技術者で条件を満たすことができない場合は、複数名の組合せとすることができる。ただし、複数名の組合せとする場合、上記(7)イの(ｳ)及び(ｴ)の施工経験を有する者を本工事の架設期間中専任で配置するものとする。また、上記工事の施工経験は、元請として完工し、引渡し済みのものに限るが、当該工事が当機構鉄道建設本部の発注工事にあっては、一部しゅん功し、引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。）を対象に施工経験とすることができる。

エ　専任補助者については、共同企業体の代表者及びその他の構成員又は単体有資格者が配置予定技術者を複数配置する場合は、それに対応する専任補助者を配置できるものとし、専任期間についても配置予定技術者と同様とする。ただし、専任補助者数は、配置予定技術者１名につき、それ以上とする。

オ　専任補助者を配置する場合は、上記(7)イの(ｱ)、(ｲ)、(ｳ)及び(ｴ)の施工経験に代えて下記の代要件の施工経験を有する配置予定技術者を配置できる。

配置予定技術者の経験

・要件

(ｱ)　鉄道工事における鋼材重量200ｔ以上の合成桁又は鉄桁の製作工事

(ｲ)　鉄道工事における合成桁又は鉄桁の製作工事

(ｳ)　鉄道工事における合成桁又は鉄桁の架設工事

(ｴ)　送り出し工法による鋼材重量200ｔ以上の合成桁又は鉄桁の架設工事

・代要件

(ｱ)　合成桁又は鉄桁の製作工事

(ｲ)　合成桁又は鉄桁の製作工事

(ｳ)　合成桁又は鉄桁の架設工事

(ｴ)　送り出し工法による合成桁又は鉄桁の架設工事

カ　監理技術者（監理技術者の専任補助者を含む。）にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(8)　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構鉄道建設本部九州新幹線建設局長から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9)　上記１(2)に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本関係若しくは人的関係のある建設業者でないこと。

(10)　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

(11)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(12)　「工事全般の具体的な施工計画、工事目的物の性能、機能の向上及び社会的要請への対応に関する技術提案（以下「技術提案」という。）に係わる具体的な施工計画」が適正であること。「技術提案に係わる具体的な施工計画」の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊示方書に参考として示された図面及び示方書等（以下「標準案」という。）と異なる施工方法（技術提案）で施工する場合の具体的な施工内容を示した施工計画書を提出すること。「技術提案に係わる具体的な施工計画」が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案による施工計画を提出すること。

３　総合評価に関する事項

(1)　入札の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。なお、評価にあたっては、その内容をヒアリングすることがある。

ア　施工体制の評価について

・品質確保の実効性

・施工体制確保の確実性

イ　工事全般の具体的な施工計画について

・工事全般の工程確保や安全対策及び地形の変化に対応できる施工計画

ウ　工事目的物の性能、機能の向上に関する事項について

・合成桁の品質管理に係わる技術的所見

・床版コンクリート（鋼繊維混入）の品質向上に係わる技術提案及び具体的な施工計画

・架設（送り出し架設工法）に係わる技術提案及び具体的な施工計画

エ　社会的要請への対応に関する事項について

・第三者に対して施工上配慮すべき環境対策及び安全対策

(2)　総合評価の方法　価格及び提案に係わる総合評価は、標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

ア　標準点　上記(1)に示す評価項目の提案が標準案の要求要件を満足する場合、標準点100点を与える。なお、標準案に基づく入札参加者には、標準点100点のみを与える。

イ　施工体制評価点　施工体制評価点は、上記(1)アに示す評価項目について、最大30点を与える。

ウ　加算点　加算点は、上記(1)イ、ウ及びエに示す評価項目について、最大30点を与える。なお、下記(3)におけるヒアリング結果によっては、加算点を減ずることがある。

(3)　施工体制確認のためのヒアリングの実施

施工計画等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリング（書面による確認を含む。）を実施するとともに、ヒアリングに際して、追加資料の提出を求めることがある。

(4)　落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び上記(1)に示す評価項目の提案をもって入札し、次の(ｱ)から(ｳ)までのすべての要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、次の(ｱ)から(ｳ)までのすべての要件に該当する他の入札参加者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(ｱ)　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。